

郵政民営化法の見直しにあたって

平成 24 年 3 月 23 日
J A バ ン ク
J F マ リ ン バ ン ク

昨日、郵政民営化法の修正にかかる自民党・公明党の合意内容が公表されました。

J Aバンク・J Fマリンバンクは、ゆうちょ銀行と同じく、過疎地や中山間地域を含め、全国各地で金融サービスを提供する社会インフラとして、官と民との役割分担のもと、地域社会に貢献してまいりました。

今回、両党で合意された内容は、一定の政府関与を残したまま金融事業の規模・業務範囲の拡大を指向する郵政改革関連法案から、現行の郵政民営化法の改正を基本とする方向に転換がなされており、ゆうちょ銀行の株式についても、その全てを処分することを目指すとされていることから、完全民営化に向けた取り組みは継続していくものと理解しております。

しかしながら、今回の合意内容では、新規業務規制について、金融 2 社株式の 1/2 以上処分後は届出制に移行することとされています。また、預入限度額についても、当面は引上げないとされておりますが、引き続き政令で規定するとされており、将来の引上げについての懸念は払拭されておられません。

これまで J Aバンク・J Fマリンバンクでは、ゆうちょ銀行への政府の関与が続く限り、他の民間事業者との間の競争条件の公平性が確保されず、民業圧迫につながることから、限度額の引上げや個人向け貸出業務の実施等の業務範囲の拡大を行わないよう要望してまいりました。

政府出資が残る段階での日本郵政グループは、官業とみなさざるをえず、政府関与が続く限りにおいては、民業圧迫とならないよう、民業の補完に徹すべきです。具体的には、完全民営化が実現するまでの間は、金融 2 社の新規業務規制は、少なくとも中立・公正な第三者機関による適正かつ厳格な審査を必要とする認可制を維持するべきと考えます。また、預入限度額についても、政府出資が残る間は「暗黙の政府保証」が付されているものとみなされ、公平な競争条件が確保されないことから、その引上げは行われるべきではないと考えます。

以上

(本件に関する照会先)

農林中央金庫 広報企画室 (岡元, 田澤) Tel. 03-5222-2017